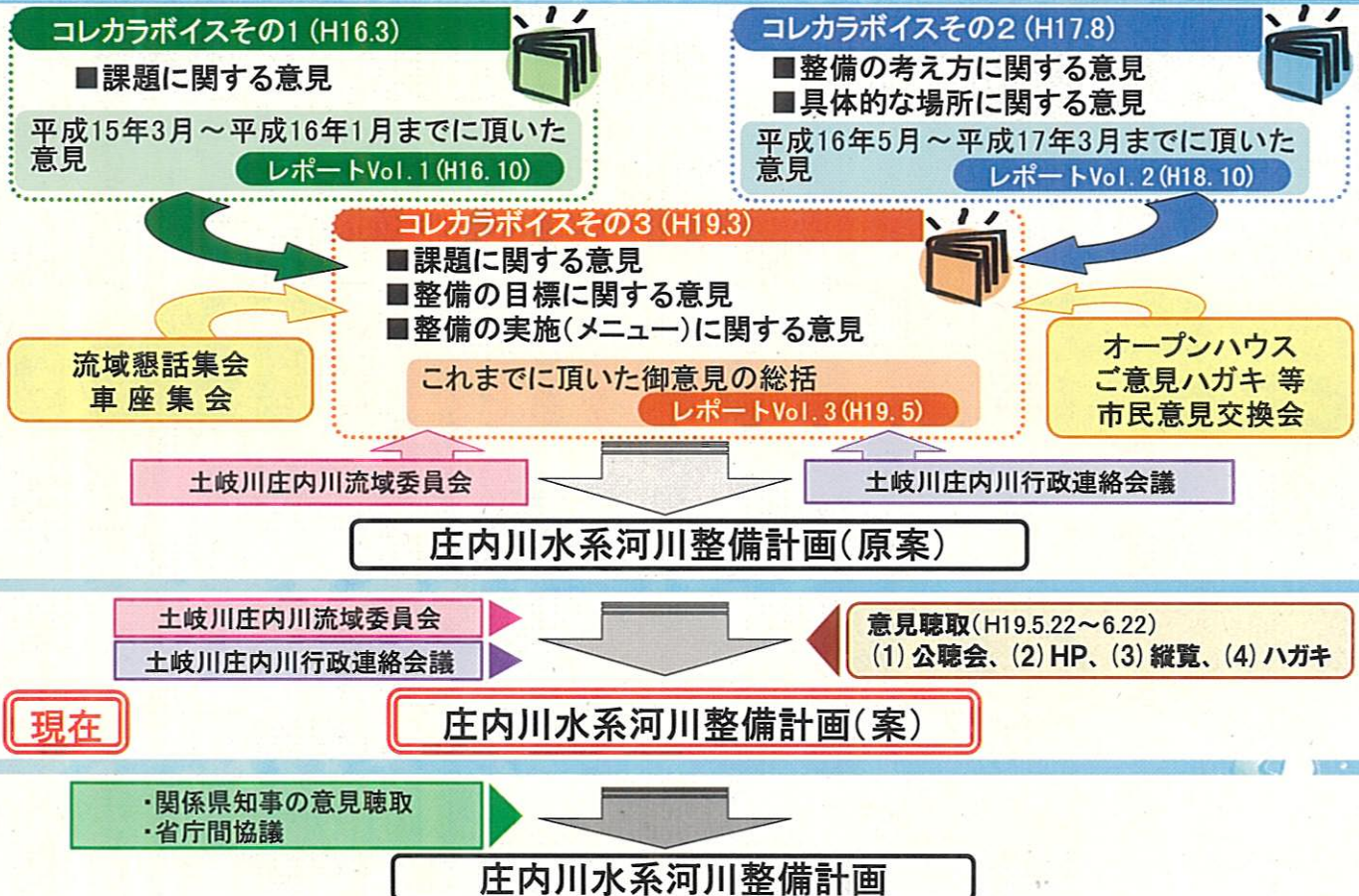


(2) 意見聴取結果と河川整備計画(原案)の修正点について



これまでの意見集約方法の概要



庄内川水系河川整備計画（原案）に関する 関係住民からの意見聴取について

■河川法第16条の2（河川整備計画）

●第3項

河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

●第4項

河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。



河川法に基づく意見聴取に関わる広報①

新聞広告

5月22日(金) 中日新聞朝刊

庄内川水系河川整備計画(原案)公聴会の開催

日時：6月21日(木) 19:00～21:00 岐阜県会場：多治見市産業文化センター	日時：6月22日(金) 19:00～21:00 愛知県会場：みずとびあ庄内(清須市庄内川水防センター)
---	--

河川法（第16条の2、4項）に則り、河川整備計画（原案）に則り広く関係住民の皆さんからご意見を募集するため、公聴会を開催します。また、公聴会での意見発表を希望される方を募集します。

公述人、ご意見を募集中

公聴会の開催、意見の募集に関する詳細は、ホームページをご覧ください。電話でお問い合わせください。

庄内川河川事務所ホームページ <http://www.cbr.mlit.go.jp/shonai/>

【河川整備計画とは】平成9年の河川法改正に伴い、河川整備の基本となるべき方針を定めた「庄内川水系河川整備基本方針」が平成17年11月18日に策定されました。この基本方針に沿って具体的な河川整備の目標と実施する内容を定めるのが「庄内川水系河川整備計画」であり、現在、策定を進めています。

庄内川水系 河川整備計画(原案) 意見募集!

5/22(火)～6/22(金)

●お問い合わせ
国土交通省中部地方整備局
庄内川河川事務所 課室棟

TEL: 0120-4071-41
TEL: 052-914-6713
FAX: 052-914-6947
E: shonai@cbr.mlit.go.jp

チラシ、ポスターの配布

流域自治体の広報窓口等にて配布
55の広報窓口を中心に、約9,000部のチラシを配布

庄内川水系河川整備計画(原案)に関するご意見募集

ご意見をお聞かせ下さい!

～公述人募集～

庄内川水系河川整備計画(原案)に関するご意見募集

公述人募集

庄内川水系河川整備計画(原案)意見募集

5/22(火)～6/22(金)

河川法に基づく意見聴取に関わる広報①

縦覧場所

岐阜県内	
岐阜県庁関連施設	多治見土木事務所 河川砂防課
多治見市役所	建設部 建設総務課
土岐市役所	情報コーナー
愛知県内	
愛知県庁関連施設	本庁 建設部 河川課
	愛知県尾張建設事務所 建設第二課
	愛知県河川工事事務所 工務課
名古屋市役所 関連施設	名古屋市市民情報センター
	東区役所 情報コーナー
	北区役所 情報コーナー
	西区役所 情報コーナー
	中村区役所 情報コーナー
	中川区役所 情報コーナー
	港区役所 情報コーナー
	守山区役所 情報コーナー
瀬戸市役所	都市整備部 維持管理課
春日井市役所	下水道部 河川排水課
清須市役所	建設部 土木課
甚目寺町役場	建設部 土木課
大治町役場	建設部 都市整備課
国土交通省関連施設	
中部地方整備局	情報公開室 (7階)
多治見砂防国道事務所	
庄内川河川事務所 関連施設	庄内川河川事務所
	庄内川第1出張所
	庄内川第2出張所
土岐川出張所	
小里川ダム管理所	



3-2

河川法に基づく意見聴取に関わる広報②

コレカラプロジェクト レポートVol.3、添付はがき

庄内川河川事務所HP掲載

コレカラプロジェクトレポート Vol.3

～河川整備計画～

郵便はがき

〒462-8791 名古屋市北区福徳町5-52
国土交通省中部地方整備局 庄内川河川事務所
土岐川庄内川
コレカラプロジェクト

姓 別 男 - 女
年 齢 10歳未満・10歳・20歳・30歳・40歳・
お住まいの 区 市
土岐川庄内川についての情報を 希望する
送 り 先
お 名 前

●庄内川水系各河川整備計画(原案)への意見などを
お寄せください。

ご意見の該当箇所 にご意見の内容
原案の ページ へ 添水
ご意見など -その他(環境 -記念)

●その他、自由にご意見をお寄せ下さい

ご意見ありがとうございます。

庄内川水系河川整備計画(原案)について
ご意見をお聞かせ下さい!

ご意見募集の目的について

ご意見募集の定例

ご意見の募集に際して

原案の縦覧場所

国土交通省 中部地方整備局 庄内川河川事務所 愛知県
〒462-8791 名古屋市北区福徳町5-52 電話052-871-1111 1F 052-871-1042 2F 052-871-1043



4

公聴会(河川法に基づく意見聴取)の開催概要

公聴会の開催

◆ 岐阜県会場

開催日時:6月21日(木)、19~21時
 開催場所:多治見市産業文化センター
 公述者 :5名



◆ 愛知県会場

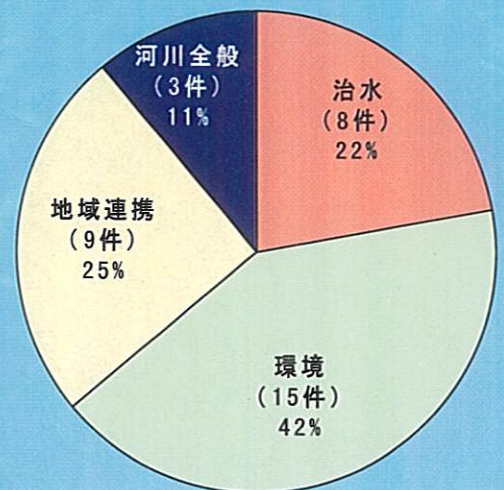
開催日時:6月22日(金)、19~21時
 開催場所:みずとぴあ庄内
 (清須市庄内川水防センター)
 公述者 :8名



公聴会の意見聴取

◆ 公聴会の意見分類について

項目	ご意見数		
	岐阜県	愛知県	計
第1章 庄内川流域及び河川の概要	0	0	0
第2章 流域及び河川の現状と課題	0	0	0
第3章 河川整備の目標に関する事項	0	0	0
第4章 河川の整備の実施に関する事項	5	20	25
第5章 地域と連携した取り組み	4	5	9
附図 その他	0	1	1
計	9	26	35



主な公述意見(1)

治水に関するご意見

- 名西橋～新幹線橋梁間(西枇杷島管区内)の流水対策
築堤等を強化しても、名西橋の上流は川幅が広く急に狭いため、水圧が大きく増大する。しかし、川幅を広げるのは限界があるので、堤防や河川の地下へ流水管を埋設する仕組みにする。

<愛知会場より>

- 雨水貯留に関して
集中豪雨対策として、河川流域におけるミニダム(雨水タンク)設置の施策を。

<愛知会場、岐阜会場より>



主な公述意見(2)

環境に関するご意見

- 野鳥など多くの生き物が棲める川にする為に、
 - 魚が産卵しやすい場所、魚が隠れる事の出来る場所を作る。
 - 河畔林の整備をしてほしい。治水上問題があれば、10年単位で全体の半分を整備(皆伐も含む)し、樹木の巨木化を止める。
 - 河川敷の草刈において、半分を残し、残り半分は来年刈るなどの工夫をすれば、昆虫などの生き物は生き残ることができる。

<岐阜県会場より>

- 水質環境基準を見直すなど、総量規制をして水質改善を望む。また、魚の昇りやすい魚道を設置してほしい。

<愛知県会場より>



主な公述意見(3)

地域連携に関するご意見

■流域市民の河川に対する意識(関心度)を向上させるために、川に対する関心を少しでも持ってもらうような方策を行ってほしい。特に、子どもに良いイメージを与えてほしい。

<岐阜県会場より>

河川全般に関するご意見

■毎年度末に「来年度工事計画を公表」してほしい。また、3年に1回、流域委員会「フォロー会議(公開制)」で「PDCA」の管理サイクルを回して下さい。

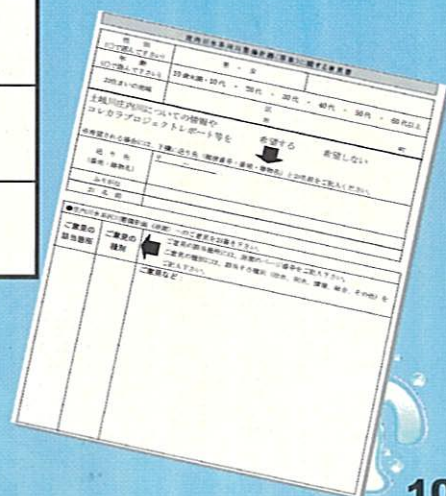
<愛知県会場より>



河川法に基づく意見聴取結果

原案に対して頂いた全意見数

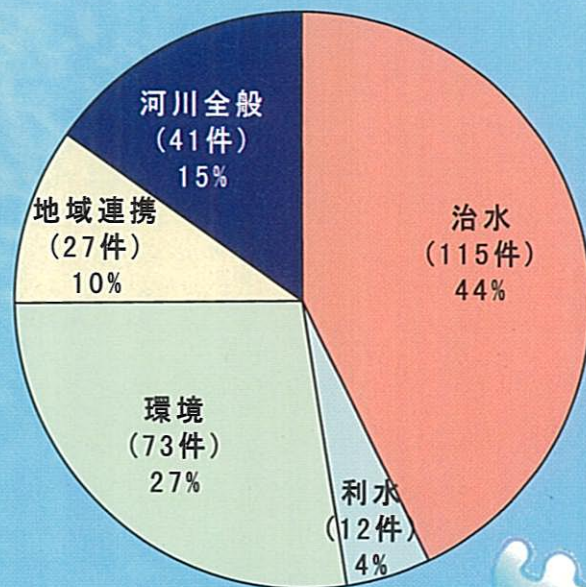
意見者分類		意見者数	意見数
流域住民	公聴会	13名	35件
	その他	11名	70件
流域委員会		12名	66件
関係行政機関		21機関	97件
計		36名、21機関	268件



河川法に基づく意見聴取結果

◆庄内川水系河川整備計画(原案)に対するご意見・質問数

項目	ご意見数
第1章 庄内川流域及び河川の概要	17
第2章 流域及び河川の現状と課題	60
第3章 河川整備の目標に関する事項	12
第4章 河川の整備の実施に関する事項	134
第5章 地域と連携した取り組み	27
附图	7
その他	11
計	268



11

河川法に基づく意見聴取結果

ご意見紹介(1)

治水に関するご意見

- 排水調整の的確な運用を望む
- 川のふれあいについては、堤防兼用道路のあり方について検討すべき
- 豪雨時など、的確な情報が大事、情報提供システムの確立を



12

ご意見紹介(2)

環境・利水に関するご意見

- 水質保全の推進。計測、調査をきめ細かくすべき
- 庄内川の原風景を残すこと
- 河口域のヨシ原等の保全と再生、モニタリング調査を継続的に
- 堀川への導水は、きれいな水となるような施策・対策を



ご意見紹介(3)

地域連携に関するご意見

- 環境整備と保全は、流域全体を考慮し、関係機関との連携を図る
- 住民参画による川づくりの推進のため、情報収集のための手法として、河川モニター制度等の整備が必要
- 庄内川ブログを立ち上げ、情報発信・交換できるシステムづくりを

河川全般に関するご意見

- 今後、掘削予定の170万m³の土砂の有効利用を



原案に対する整備計画案への対応

ご意見の対応分類について

意見数(件)		対応分類			
268	218	111	・整備計画(原案)に既に記載されているもの	■整備計画(原案)で既に記載されているもの、修正、強調をしたもの	
		107	75		・単純な語句の修正等
			32		・文章の強調や、説明の追記、図表の更新等
	50	・整備計画(原案)への感想 ・単純な質問や確認事項 ・現時点では決定されていないもの ・今後調整検討していくもの	等	■整備計画(案)で修正、強調等をしなかったもの(上記以外)	



15

原案に対する整備計画案への対応

◆庄内川と新川に係わる治水事業の歴史的経緯を詳述化 (P.10)

庄内川の治水は、現在の名古屋市中心部を防御する重要な使命があることを、新川が開削された歴史的経緯などをまじえて、強調する必要がある。この点をしっかり記載しておかないと、洗堰問題の重要性にもつながらない。

【庄内川水系河川整備計画(原案)】

その後、庄内川下流部右支川の合流点付近の湿地化の改善と庄内川下流部の洪水被害の軽減等を目的とした、新川の開削及び新川洗堰の築造を始めとする「天明の治水」(1784年)が行われた。

【庄内川水系河川整備計画(案)】

その後、庄内川下流部右支川の合流点付近の排水不良の改善と、本川下流部の洪水被害軽減等を目的に、庄内川下流部右岸に新川洗堰を築造・分派し、ほぼ庄内川と並走して伊勢湾に至る新川の開削「天明の治水」(1784年)が行われた。



16

原案に対する整備計画案への対応

◆文章表現の適正化 (P.18)

原案では、P.18に「計画高水位以下の堤防が一部残っている。」とあるが、堤防はすでにほとんど整備済みであるという印象を受ける。誤解を受けないような記述をしたほうが良いのでは？

【庄内川水系河川整備計画(原案)】

上流部の多治見地区、土岐地区では、平成11年6月洪水を契機とし、瑞浪市和合地区の狭窄部の拡幅による洪水流量の増加対応として、平成11年度に創設された「河川災害復旧等関連緊急事業(復緊急事業)」により河道掘削、護岸整備、土岐津地区の引堤、土岐堰(中部電力土岐川発電所)撤去を実施し、平成15年度に完成した。

その後、小里川ダムが平成15年度に完成したため、土岐川の治水安全度は大幅に向上しているが、計画高水位以下の堤防が一部残っている。

【庄内川水系河川整備計画(案)】

上流部の多治見地区、土岐地区では、平成11年6月洪水を契機とし、瑞浪市和合地区の狭窄部の拡幅による洪水流量の増加対応として、平成11年度に創設された「河川災害復旧等関連緊急事業(復緊急事業)」により河道掘削、護岸整備、土岐津地区の引堤、土岐堰(中部電力土岐川発電所)撤去を実施し、平成15年度に完成した。

その後、小里川ダムが平成15年度に完成したため、土岐川の治水安全度は大幅に向上しているが、完成堤防が少なく、計画高水位以下の堤防が一部残っている。

17

原案に対する整備計画案への対応

◆堤防高のアンバランスについて説明追記 (P.18-19)

- ・P.18最下段からP.19最上段にかけて、文章が続いていない。
- ・「堤防を」の前に「低い」という意味の語句を挿入した方がよい。

【庄内川水系河川整備計画(原案)】

また、河道掘削量の限界から既設排水機場の排水量を河道で対応することが出来なかったため、河川の水位が危険な状況に達した場合は排水ポンプの運転を停止せざるを得ない状況となっている。さらに、激特事業では全ての堤防を整備することが難しいことから、堤防を計画堤防高まで築堤したため、堤防高のアンバランスが生じているとともに、平成12年9月東海豪雨時には浸透による法崩れが発生するなど、堤防の浸透に対する安全性が確保されていない。

【庄内川水系河川整備計画(案)】

また、河道掘削量の限界から、計画高水位を上回る区間があり、既設排水機場の排水量を庄内川の河道で対応することができないため、庄内川本川の水位が危険な状態に達した場合には既設排水機場からの排水を停止せざるを得ない状況となっている。激特事業では全ての堤防を整備することが困難であったことから、低い堤防を計画堤防高まで築堤した箇所と築堤を行わなかった箇所において堤防高のアンバランスが生じているとともに、平成12年9月東海豪雨時には浸透による堤防の法崩れが発生するなど、堤防の浸透に対する安全性が確保されていない。

18

原案に対する整備計画案への対応

◆「**侵食対策の状況に関する説明を詳述化**」(P.21)

- ・「2) 侵食対策の状況」に書かれている3行と、「3) 浸透対策の状況」の始めの3行の文章が全く同じ。
- ・1~3行目だけの説明では侵食対策の説明にはなっていない。
- ・侵食対策の状況について、具体的な場所は示さなくてよい。

【庄内川水系河川整備計画(原案)】

2) 侵食対策の状況

庄内川の堤防は、東海豪雨災害を受けて嵩上げ・拡幅などを実施したように、古くから度重なる洪水により被災し、逐次強化を重ねてきた長い治水の歴史の産物であり、築造の履歴や材料構成が必ずしも明確ではない。

【庄内川水系河川整備計画(案)】

2) 侵食対策の状況

洪水等による侵食から堤防や河岸を保護するために、堤防や河道掘削等の整備に併せて護岸整備を進めてきた。しかし、河床変動などによって新たに水衝部となり、24.1k左岸、25.1k左岸のように局所洗掘等が生じている箇所がある。

原案に対する整備計画案への対応

◆「**重要水防箇所(橋梁)**」について注釈追記 (P.25)

- ・表2.1.4の摘要のうち、表欄外の注との関連がわかりにくい。対応基準について注が必要。
- ・今回の河川整備計画の目標はあくまでもP.43の配分図であるのであれば、P.25の橋梁を評価する際も同様の条件で行う必要がある。
- ・今回の河川整備計画での堤防整備等は、主に計画高水流量規模の洪水の水位以下の堤防のみが対象になっており、P.25の橋梁の評価のまま記載するのであれば、堤防の能力不足箇所においても同等の評価における結果を記載すべき。

【庄内川水系河川整備計画(原案)】

表 2.1.4 重要水防箇所(橋梁)

番号	河川名	位置	橋梁名	完成年度	概要
1		2.0+49	高橋大橋	平成17年度	桁下不足
2		3.4+8	明徳橋	昭和59年度	桁下不足
3		3.8+16	新正徳橋	平成16年度	桁下不足
4		4.4+110	一宮大橋(仮橋)	平成15年度	桁下不足
5		5.0+70	大平大橋	平成59年度	桁下不足
6		6.1+0	新橋大橋	昭和51年度	桁下不足
7		6.8+20	古渡五古堤線庄内川	昭和59年度	桁下不足
8		6.8+60	関西本郷庄内川橋梁	昭和29年度	桁下不足
9		7.2+56	橋本大橋	平成15年度	桁下不足
10		7.2+56	橋本大橋	昭和55年度	桁下不足
11		8.8+30	万寿大橋	昭和55年度	桁下不足
10		10.4+10	新大正橋	平成8年度	桁下不足
12		11.2+40	大宮本郷橋	昭和37年度	桁下不足
13		11.8+50	豊公橋	昭和56年度	桁下不足

53		9.6+70	神水橋	昭和55年度	応対基準
54		1.8+106	上土湯水管橋	昭和66年度	桁下不足
55		1.8+121	花長橋	昭和51年度	桁下不足
56		2.0+142	十五丁橋	昭和52年度	桁下不足
57		2.2+223	NIT専用橋	昭和52年度	桁下不足
58		2.4+79	水尻橋	昭和54年度	桁下不足
59		2.4+80	豊満寺橋	昭和51年度	桁下不足
60		3.4+20	松口橋	昭和53年度	桁下不足
61		3.6+81	水尻橋	昭和51年度	桁下不足
62		3.6+90	新厚橋	昭和53年度	応対基準
63		4.4+20	新正徳橋	昭和55年度	桁下不足
64		4.5+48	花長橋	昭和54年度	桁下不足
65		4.5+48	花長橋	昭和54年度	桁下不足
66		4.6+114	神水橋	昭和49年度	桁下不足

※河川管理施設等応対基準に基づき改善措置が必要な箇所及び、桁下高が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)以下となる橋梁、桁下高と計画高水流量規模の洪水の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない橋梁。

【庄内川水系河川整備計画(案)】

表 2.1.4 重要水防箇所(橋梁)

番号	河川名	位置	橋梁名	完成年度	備用
1		2.0+49	高橋大橋	平成17年度	桁下不足
2		3.4+8	明徳大橋	昭和58年度	桁下不足
3		3.8+16	新正徳橋	平成16年度	桁下不足
4		4.4+110	一宮大橋(仮橋)	平成15年度	桁下不足
5		5.6+70	大平大橋	平成59年度	桁下不足
6		6.1+0	新橋大橋	昭和51年度	桁下不足
7		6.8+20	古渡五古堤線庄内川	昭和59年度	桁下不足
8		6.8+60	関西本郷庄内川橋梁	昭和29年度	桁下不足
9		7.2+56	橋本大橋	平成15年度	桁下不足
10		8.8+30	万寿大橋	昭和55年度	桁下不足
11		10.4+10	新大正橋	平成8年度	桁下不足
12		11.2+40	大宮本郷橋	昭和37年度	桁下不足
13		11.8+50	豊公橋	昭和56年度	桁下不足
14		11.2+20	新厚橋	昭和53年度	桁下不足
15		14.9+97	新島浦北郷庄内川橋梁	昭和34年度	桁下不足
53		9.6+70	神水橋	昭和55年度	応対基準
54		1.8+106	上土湯水管橋	昭和66年度	桁下不足
55		1.8+121	花長橋	昭和51年度	桁下不足
56		2.0+142	十五丁橋	昭和52年度	桁下不足
57		2.2+223	NIT専用橋	昭和52年度	桁下不足
58		2.4+79	水尻橋	昭和54年度	桁下不足
59		2.4+80	豊満寺橋	昭和51年度	桁下不足
60		3.4+20	松口橋	昭和53年度	桁下不足
61		3.6+81	水尻橋	昭和51年度	桁下不足
62		3.6+90	新厚橋	昭和53年度	応対基準
63		4.4+20	新正徳橋	昭和55年度	桁下不足
64		4.5+48	花長橋	昭和54年度	桁下不足
65		4.6+114	神水橋	昭和49年度	桁下不足

※ 1) 桁下不足: 河川管理施設等構造令による桁下高基準は満たされている(S51以前のものについては構造令を適用していないが、現在の基準を満たしている)が、余裕が不足しているもの。

※ 2) 桁下高不足: 現在の河川で計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)以下となる橋梁又は桁下高と計画高水流量規模の洪水の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない橋梁。

※ 3) 応対基準: 河川管理施設等応対基準に基づき改善措置が必要な橋梁。

原案に対する整備計画案への対応

◆H14年からH17年の値へBOD値を更新 (P.39)

図2.1.21、表2.1.13、図2.1.22に示されているBOD値は、いずれも平成14年の値となっているが、直近の値に変更するか、併記すべき。

【庄内川水系河川整備計画(原案)】

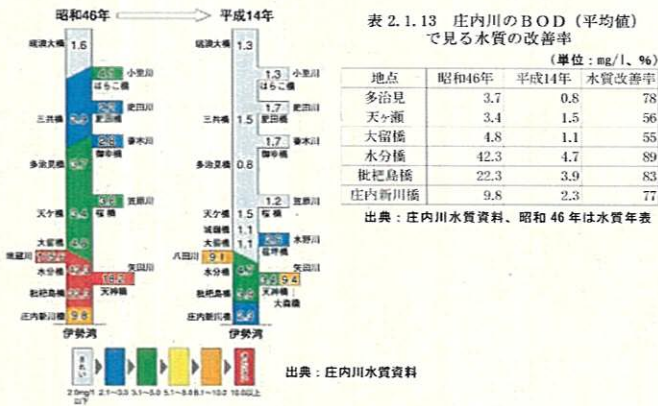


図 2.1.21 庄内川のBOD変化図 (BODは平均値)

【庄内川水系河川整備計画(案)】

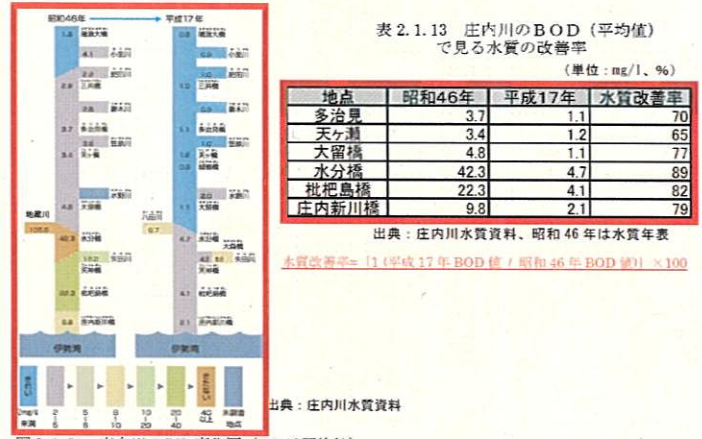


図 2.1.21 庄内川のBOD変化図 (BODは平均値)

原案に対する整備計画案への対応

◆H14年からH17年の値へBOD値を更新 (P.39)

図2.1.21、表2.1.13、図2.1.22に示されているBOD値は、いずれも平成14年の値となっているが、直近の値に変更するか、併記すべき。

【庄内川水系河川整備計画(原案)】

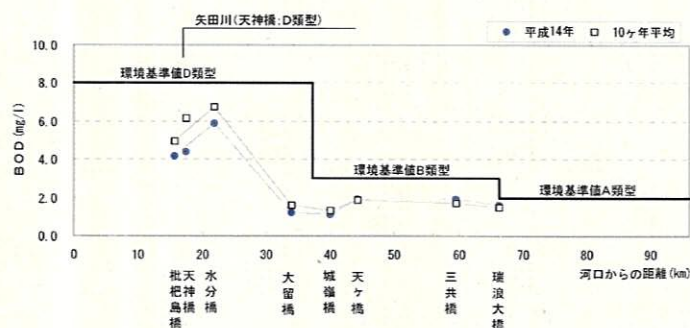


図 2.1.22 庄内川のBOD縦断変化 (75%値: 平成5~14年)

【庄内川水系河川整備計画(案)】

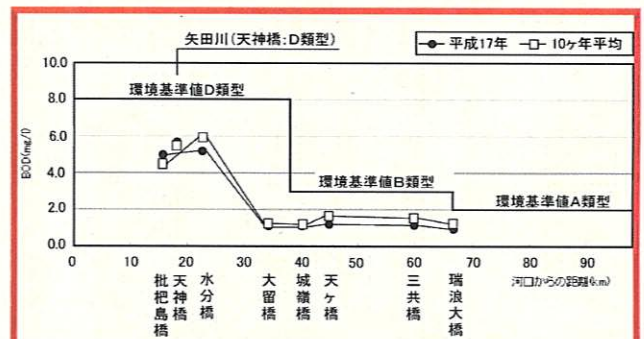


図 2.1.22 庄内川のBOD縦断変化 (75%値: 平成8~17年)

原案に対する整備計画案への対応

◆健全な水循環の構築に向けた目標について詳述化(P.43)

源流～伊勢湾といった流域全体の中で、庄内川の治水・利水・環境をどうするか。冒頭にその考え方が必要ではないか。

【庄内川水系河川整備計画(原案)】

2 流水の正常な機能の維持

水利用や多様な動植物の生息、生育環境の保全、河川水質の保全等の流水の正常な機能を維持するための流量(枇杷島地点概ね $5\text{m}^3/\text{s}$)を確保するとともに、健全な水循環系の構築に向けて、調査研究等に努めることを目標とする。

【庄内川水系河川整備計画(案)】

2 流水の正常な機能の維持

水利用や多様な動植物の生息、生育環境の保全、河川水質の保全等の流水の正常な機能を維持するための流量(枇杷島地点概ね $5\text{m}^3/\text{s}$)を確保するとともに、健全な水循環系の構築に向けて、様々な分野を総合的に捉え、庄内川流域における水循環系の課題の解決に向け関係機関が連携、協力して、調査、研究等に努めることを目標とする。

23-1

原案に対する整備計画案への対応

◆流域対策の取り組み姿勢を明示化(P.86)

源流～伊勢湾といった流域全体の中で、庄内川の治水・利水・環境をどうするか。冒頭にその考え方が必要ではないか。

【庄内川水系河川整備計画(原案)】

9 流域における危機管理のあり方について

庄内川流域は、昭和30年代より著しく都市開発が進み、高蔵寺ニュータウンやホワイトタウンに代表されるように丘陵地や里山の大规模な宅地開発が進むとともに、近年まで残されていた中流部の河川沿いや段丘面上に広がる農地まで大规模な区画整理が進行している。このため、流域が有していた保水浸透機能が失われるとともに、土地開発に対応した河川改修と相まって、上中流域の洪水を、中部圏の中核機能が集積した下流部に持ち込んでしまった。被害ポテンシャルが大きい下流部における破堤等は、都市機能に壊滅的な被害を及ぼすだけでなく、我が国全体の社会・経済にも大きな打撃を及ぼすことになる。

このため、下流部にできるだけ洪水を持ち込まないよう、上中流域における保水浸透機能、遊水機能等を確保するための流域対策や、下流部における壊滅的な被害の回避など、流域全体における危機管理のあり方について議論を深め、流域全体における危険分散を図る必要がある。今後、流域における危機管理のあり方について、調査研究を進めるとともに、学識経験者や行政機関で構成する検討会を設置し討議を進め、適切な措置を講じる。

【庄内川水系河川整備計画(案)】

9 流域における危機管理対策の推進

庄内川流域は、昭和30年代より著しく都市開発が進み、高蔵寺ニュータウンやホワイトタウンに代表されるように丘陵地や里山の大规模な宅地開発が進むとともに、近年まで残されていた中流部の河川沿いや段丘面上に広がる農地まで大规模な区画整理が進行している。このため、流域が有していた保水浸透機能が失われるとともに、土地開発に対応した河川改修と相まって、上中流域の洪水を、中部圏の中核機能が集積した下流部に持ち込んでしまった。被害ポテンシャルが大きい下流部における破堤等は、都市機能に壊滅的な被害を及ぼすだけでなく、我が国全体の社会・経済にも大きな打撃を及ぼすことになる。

このため、下流部にできるだけ洪水を持ち込まないよう、上中流域における保水浸透機能、遊水機能等を確保するための流域対策のあり方について、学識経験者や行政機関で構成する検討会を設置し討議を進め、適切な措置を講じる。一方、地球規模の気象変動が心配される中、伊勢湾台風の実績を超える高潮や洪水に対しても、被害を最小化し、迅速な復旧・復興を可能とする施策を講じる。

23-2

原案に対する整備計画案への対応

◆地下水を含めた流域全体を意識した水循環系を構築するための調査、研究等の必要性を追記 (P.94)

源流～伊勢湾といった流域全体の中で、庄内川の治水・利水・環境をどうするか。冒頭にその考え方が必要ではないか。

【庄内川水系河川整備計画(原案)】

3 健全な水循環系の構築

健全な水循環系の構築に向け、「森林」、「農地」、「河川」、「水道」、「下水道」、「海」等の様々な分野を総合的に捉え、庄内川流域における水循環系の現状と課題、問題点等を認識するとともに、課題の解決に向け関係機関が連携、協力して、水循環系に関する調査、研究に取り組む。

【庄内川水系河川整備計画(案)】

3 健全な水循環系の構築

健全な水循環系の構築に向け、「森林」、「農地」、「河川」、「地下水」、「水道」、「下水道」、「海」等の様々な分野を総合的に捉え、庄内川流域における水循環系の現状と課題、問題点等を認識するとともに、課題の解決に向け関係機関が連携、協力して、水循環系に関する調査、研究等に取り組む。

23-3

原案に対する整備計画案への対応

◆堤防の質的整備について説明を追記 (P.46)

堤防の質的整備の意味がわかりにくい。

◆内水被害の軽減に関して説明を詳述化 (P.46)

内水被害の軽減を図るための必要な対策とは何か。もう少し具体的に書いたほうが良い。

【庄内川水系河川整備計画(原案)】

- これまでの堤防の高さや幅等の量的整備（堤防断面確保）に加え、堤防強化等の質的整備を実施する。
- 内水被害の軽減を図るため、必要な対策を実施する。
- 維持管理の実施にあたっては庄内川の河川特性を踏まえた維持管理計画を作成する。

【庄内川水系河川整備計画(案)】

- これまでの堤防の高さや幅等の量的整備（堤防断面確保）に加え、堤防強化等の質的整備（浸透、侵食対策）を実施する。
- 内水被害の軽減を図るため、県、市町、地域と連携・調整し、内水の発生要因及びその処理方策について調査検討等を行い必要な対策を実施する。

24

原案に対する整備計画案への対応

◆より橋梁の改築イメージに近い図に修正 (P.54)

川幅の拡幅をもう少し強調して印象づけてはどうか。それから、新橋はたぶんトラスではないと思うが……。

【庄内川水系河川整備計画(原案)】

●橋梁改築のイメージ

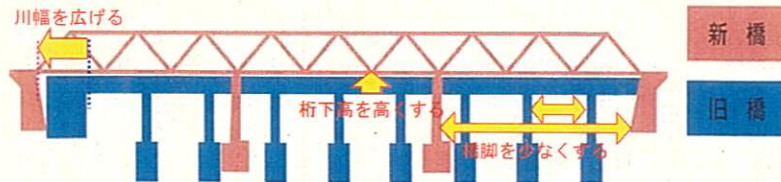


図 4.2.8 橋梁改築のイメージ

【庄内川水系河川整備計画(案)】

●橋梁改築のイメージ

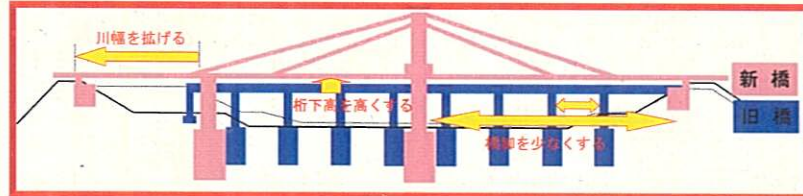


図 4.2.8 橋梁改築のイメージ

原案に対する整備計画案への対応

◆工事中の環境への配慮について追記 (P.59)

改修工事に伴う濁水処理がしばしば問題となる。工事中の環境への配慮にも触れてはどうか。

【庄内川水系河川整備計画(原案)】

河川整備は、費用と河川整備により得られる効果・影響を考慮して計画的に河川整備を進めるとともに、河川環境への影響の最小限化、維持管理の容易さ、河川の本支川間及び上下流間の整備バランス等を勘案しながら実施する。

このため、整備に当たっては工事実施前後でのモニタリングを始めとし、今後の流域の社会情勢や気象の変化等も踏まえた継続的な流域と河道モニタリングの実施、リバーカウンセラー^{*1}・河川環境保全モニター^{*2}などの有識者の意見聴取、環境モニタリング調査等を実施し、必要に応じて、施設計画、施工、維持管理にフィードバックする。

【庄内川水系河川整備計画(案)】

河川整備は、費用と河川整備により得られる効果・影響を考慮して計画的に河川整備を進めるとともに、河川環境への影響の最小限化、維持管理の容易さ、河川の本支川間及び上下流間の整備バランス等を勘案しながら実施する。

このため、整備に当たっては工事実施前後でのモニタリングを始めとし、工事中の環境への配慮や、今後の流域の社会情勢や気象の変化等も踏まえた継続的な流域と河道モニタリングの実施、リバーカウンセラー^{*1}・河川環境保全モニター^{*2}などの有識者の意見聴取、環境モニタリング調査等を実施し、必要に応じて、施設計画、施工、維持管理にフィードバックする。

原案に対する整備計画案への対応

◆モニタリング調査に関する説明を追記 (P.64)

自然環境の保全に関する事項は具体性がない。モニタリングなどについては、河川水辺の国勢調査などを例示するとわかりやすいのでは。

【庄内川水系河川整備計画(原案)】

治水、河川利用との調和を図りながら、良好な自然環境を有する場所等の保全を行い、多様な生態系を育む地域の環境に寄与する川づくりを推進する。

良好な自然環境を有する場所等の保全にあたっては、モニタリング調査等を行い、自然環境の変化を把握しながら、関係機関、地域住民、市民団体等と連携・調整して、必要に応じて自然環境の保全に努める。

【庄内川水系河川整備計画(案)】

治水、河川利用との調和を図りながら、良好な自然環境を有する場所等の保全を行い、多様な生態系を育む地域の環境に寄与する川づくりを推進する。

良好な自然環境を有する場所等の保全にあたっては、定期的に行う河川水辺の国勢調査や、希少種の生息等が確認されている箇所においては工事実施前に行う調査によるモニタリング調査等を行い、自然環境の変化を把握しながら、関係機関、地域住民、市民団体等と連携・調整して、必要に応じて自然環境の保全に努める。

27

原案に対する整備計画案への対応

◆「洪水予報指定河川」、「水位情報周知河川」について注釈追記 (P.78)

洪水予報指定河川と水位情報周知河川について説明がある方がよい。

【庄内川水系河川整備計画(原案)】

なお、支川矢田川については、「水位情報周知河川」に指定され、「避難判断水位（特別警戒水位）」を水防管理者等に通知しているが、さらにきめ細かい情報提供を行うため、「洪水予報指定河川」への指定に向け、洪水予測の精度を向上させるとともに、関係機関との調整を図っている。

これらの情報の発信にあたっては、平常時の情報伝達演習等により、水防管理者等に迅速に情報を伝達するとともに、防災関係機関や報道機関と連携を図り、住民等に迅速にわかりやすい情報の提供を図る。

【庄内川水系河川整備計画(案)】

なお、支川矢田川については、「水位情報周知河川^{※1}」に指定され、「避難判断水位（特別警戒水位）」を水防管理者等に通知しているが、さらにきめ細かい情報提供を行うため、「洪水予報指定河川」への指定に向け、洪水予測の精度を向上させるとともに、関係機関との調整を図っている。

これらの情報の発信にあたっては、平常時の情報伝達演習等により、水防管理者等に迅速に情報を伝達するとともに、防災関係機関や報道機関と連携を図り、住民等に迅速にわかりやすい情報の提供を図る。

※1：洪水予報指定河川…2以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして大臣が指定した河川。

※2：水位情報周知河川…洪水予報を行わない河川で、洪水により相当な被害を生ずる恐れがある河川について、周辺住民が、安全な場所への避難及びその準備を行うための目安となる水位情報を周知する河川。

28

原案に対する整備計画案への対応

◆「東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会」について注釈追記(P.85)

東海ネーデルランドは唐突で、よく分からない。

【庄内川水系河川整備計画(原案)】

「東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会」等において、行政や施設管理者等の関係機関が共同し、発災時の危機管理行動計画を策定する。

さらに、洪水時の破堤等による浸水状況と避難方法等の対策に係る情報を住民にわかりやすく提供することを目的とした、洪水ハザードマップ等の作成支援を行うとともに、伊勢湾台風や東海豪雨等による水害の教訓を踏まえ、地域住民、企業、マスコミ及び行政の連携の強化を図り、行政と住民の適切な役割分担のもと、万が一の時でも被害をできるだけ少なくし災害を克服するため、自助の支援や地域防災力の向上に関する調査研究を進め、自助・共助・公助がバランスよく機能した地域防災力の再構築を図る。

【庄内川水系河川整備計画(案)】

ため、「東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会」等において、行政や施設管理者等の関係機関が共同し、発災時の危機管理行動計画を策定する。

さらに、洪水時の破堤等による浸水状況と避難方法等の対策に係る情報を住民にわかりやすく提供することを目的とした、洪水ハザードマップ等の作成支援を行うとともに、伊勢湾台風や東海豪雨等による水害の教訓を踏まえ、地域住民、企業、マスコミ及び行政の連携の強化を図り、行政と住民の適切な役割分担のもと、万が一の時でも被害をできるだけ少なくし災害を克服するため、自助の支援や地域防災力の向上に関する調査研究を進め、自助・共助・公助がバランスよく機能した地域防災力の再構築を図る。

※：東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会…平成17年8月のハリケーン・カトリナによる米国での大規模な高潮被害を受け、濃尾平野の海拔ゼロメートル地帯において、計画規模や現況施設の整備水準を超える規模の洪水・高潮が発生し、大規模浸水が生じた場合の被害を最小化するための危機管理行動計画を関係機関が共同して策定するための協議会。



原案に対する整備計画案への対応

◆危機管理について、より取り組み姿勢を明示化 (P.86)

- ・河川管理者が内水管理者へ積極的な治水対策の協力を要請しうるような仕組みを作ることが大切。
- ・より具体的に流域対策に取り組む姿勢を打ち出されたい。
- ・将来計画として「新たな遊水地の整備の活用」について、方向性だけでも触れられないか。
- ・流出洪水の一次的な保水対策に自助努力を払う必要があり、自己負担を含めて実施すべきである。

【庄内川水系河川整備計画(原案)】

9 流域における危機管理のあり方について

庄内川流域は、昭和30年代より著しく都市開発が進み、高蔵寺ニュータウンやホワイトタウンに代表されるように丘陵地や里山の大规模な宅地開発が進むとともに、近年まで残されていた中流部の河川沿いや段丘面上に広がる農地まで大規模な区画整理が進行している。このため、流域が有していた保水浸透機能が失われるとともに、土地開発に対応した河川改修と相まって、上中流域の洪水を、中部圏の中核機能が集積した下流部に持ち込んでしまった。被害ポテンシャルが大きい下流部における破堤等は、都市機能に壊滅的な被害を及ぼすだけでなく、我が国全体の社会・経済にも大きな打撃を及ぼすことになる。

このため、下流部にできるだけ洪水を持ち込まないよう、上中流域における保水浸透機能、遊水機能等を確保するための流域対策や、下流部における壊滅的な被害の回避など、流域全体における危機管理のあり方について議論を深め、流域全体における危険分散を図る必要がある。今後、流域における危機管理のあり方について、調査研究を進めるとともに、学識経験者や行政機関で構成する検討会を設置し討議を進め、適切な措置を講じる。

【庄内川水系河川整備計画(案)】

9 流域における危機管理対策の推進

庄内川流域は、昭和30年代より著しく都市開発が進み、高蔵寺ニュータウンやホワイトタウンに代表されるように丘陵地や里山の大规模な宅地開発が進むとともに、近年まで残されていた中流部の河川沿いや段丘面上に広がる農地まで大規模な区画整理が進行している。このため、流域が有していた保水浸透機能が失われるとともに、土地開発に対応した河川改修と相まって、上中流域の洪水を、中部圏の中核機能が集積した下流部に持ち込んでしまった。被害ポテンシャルが大きい下流部における破堤等は、都市機能に壊滅的な被害を及ぼすだけでなく、我が国全体の社会・経済にも大きな打撃を及ぼすことになる。

このため、下流部にできるだけ洪水を持ち込まないよう、上中流域における保水浸透機能、遊水機能等を確保するための流域対策のあり方について、学識経験者や行政機関で構成する検討会を設置し討議を進め、適切な措置を講じる。一方、地球規模の気象変動が心配される中、伊勢湾台風の実績を超える高潮や洪水に対しても、被害を最小化し、迅速な復旧・復興を可能とする施策を講じる。



◆住民参加による川づくりのイメージについて追記 (P.95)

「2.住民参画による川づくりの推進」に河川モニター制度など市民から情報を集めるシステムを書き込めると良いと思う。

【庄内川水系河川整備計画(原案)】

2 住民参画による川づくりの推進

河川整備計画を具体化するための事業の実施に際しては、事業の進め方や住民の関わりを予め明確にし、お互いに情報を共有化するとともに、事業計画の初期の段階から個々のニーズに合わせた様々な住民参加の機会を設けるなど、住民が参加できる具体的な川づくりを推進する。

また、川づくりは、国や県、市町など様々な行政分野に関連していることや、行政による支援や行政と住民との連携が重要であることから、関係する行政間で密に連絡を取り、情報を共有しながら、効果的かつ効率的な川づくりを推進する。

【庄内川水系河川整備計画(案)】

2 住民参画による川づくりの推進

河川整備計画を具体化するための事業の実施に際しては、事業の進め方や住民の関わりを予め明確にし、お互いに情報を共有化するとともに、事業計画の初期の段階から個々のニーズに合わせた様々な住民参加の機会を設けるなど、住民が参加できる具体的な川づくりを推進する。

河川管理においても、沿川住民(河川愛護モニター)による河川状況を監視するなど、住民参画を実施していく。

